令和7年度　第3回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	“エエ町江差”みんなの商品券事業	①エネルギーや食料品等の価格高騰の影響を受けている町民負担の軽減を図り、町内事業所又は店舗での消費を促すことによる経済の好循環を推進するため商品券を配付 ②需用費・役務費・委託料 ③商品券1人20千円、6,450人に配付、129,000千円（商工会へ換金委託） 事務費6,310千円（需用費、役務費、委託料） その他財源：総事業費から交付金分を差し引いた不足分は一般財源を充当 ④全町民6,450人	R8.1	R8.3
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	公衆浴場燃料費高騰対策支援事業	①物価統制令に基づき入浴料金の統制を受けている一般公衆浴場に対し、エネルギー等価格高騰の負担軽減のため、燃料費高騰分見合いに対して支援する。 ②公衆浴場への燃料費支援 ③1箇所×200千円（内訳：負担金補助及び交付金） ④町内公衆浴場（1箇所）	R7.7	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	“エエ町えさし”子育て応援商品券事業	①エネルギーや食料品等の価格高騰の影響を直接的に受けている子育て世帯の負担軽減を図り、町内事業所又は店舗での消費を促すことによる経済の好循環を促進するため商品券を配付 ②子育て世帯への商品券配付及び事務費 ③商品券1人10千円を584人に配付＝5,840千円（商工会へ換金委託） 事務費：1,458千円（内訳：需用費・通信運搬費・事務委託料） その他財源：総事業費から交付金分を差し引いた不足分は一般財源を充当 ④18歳未満の児童を有する世帯（児童数×10千円）	R7.8	R8.3
4	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	低所得者世帯燃料費等高騰対策給付金事業	①エネルギーや食料品等の価格高騰の影響を受けている低所得者世帯の燃料等購入費の負担を軽減することで、低所得の方々の生活を維持する ②扶助費（給付費）、役務費 ③10千円×960世帯（令和7年度非課税世帯）＝9,600千円（扶助費） 事務費：240千円（役務費） その他財源：総事業費から交付金分を差し引いた不足分は一般財源を充当 ④令和7年度非課税世帯960世帯（施設入所者及び生活保護世帯を除く）	R8.1	R8.3
5	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネエアコン導入促進事業	①エネルギーや食料品等の価格高騰の影響を受けている町民の負担を軽減するため、省エネ性能の高いエアコンの購入費の一部を支援する ②負担金補助及び交付金 ③100千円×50世帯＝5,000千円（補助金） 補助率：1/2 上限額：100千円 その他財源：総事業費から交付金分を差し引いた不足分は一般財源を充当 ④全町民（対象家電を自らが居住している住宅へ設置する方）	R8.1	R8.3
6	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	物価高騰対策漁業者支援事業	①燃油や資材等の価格高騰の影響を受けている漁業者に対し支援金を給付することで、漁業意欲の維持と経営の安定化を図る ②負担金補助及び交付金 ③漁船規模別割：10トン以上100千円×7人＝700千円、1トン以上10トン未満70千円×48人＝3,360千円、1トン以下30千円×42人＝1,260千円、調整枠120千円 均等割：30千円×62人＝1,860千円 その他財源：総事業費から交付金分を差し引いた不足分は一般財源を充当 ④漁協正組合員62人	R8.1	R8.3
7	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	物価高騰対策農業者支援事業	①燃油や農業生産資材、肥料等の価格高騰の影響を受けている農業者に対し支援金を給付することで、営農意欲の維持と経営の安定化を図る ②負担金補助及び交付金 ③面積割：500円（10a）×4,403件＝2,202千円 均等割：30千円×71人＝2,130千円 その他財源：総事業費から交付金分を差し引いた不足分は一般財源を充当 ④農業者71人	R8.1	R8.3